

通達甲(防・防・防)第2号  
昭和33年2月12日  
存続期間

各 関係課長 殿  
警察署長

防 犯 部 長

### 質屋古物商防犯功労者表彰取扱要綱制定について

〔沿革〕平成2年1月 通達甲(防・防・営)第1号  
7年1月 同(副監・総・企・組)第2号  
9年9月 同(副監・生・総・営2)第16号  
13年12月 同(副監・生・総・管)第35号  
18年5月 同(生・総・営2)第5号改正

このたび、警視庁警察表彰取扱規程の一部が改正され、部長、方面本部長及び所属長等の行なう補助的な表彰の制度が確立されたが、これに伴い、防犯部長が質屋、古物商の防犯功労者に対して行なう部長賞の取扱いについて左記のとおり質屋、古物商防犯功労者表彰取扱要綱を定めたから、これが取扱上誤りのないようにされたい。

おつて、この要綱は昭和33年1月1日にさかのぼつて実施するものとし、「質屋、古物商の防犯功労者に対する表彰取扱について(昭和31年6月11日命令甲(防・防)第9号)」は、廃止する。

#### 質屋古物商防犯功労者表彰取扱要綱

##### 1 目的

質屋及び古物商が不正品を排除し犯罪の防止につとめなければならないことは、それぞれの営業法により義務付けられているところであるが、時には危害を感じながら、あるいは経済的損失が予知される状況にあるにもかかわらず犯人検挙に進んで警察に協力している者が少なくないので、その功労を顕彰し、もつて防犯意欲を高揚しようとするものである。

##### 2 表彰の基準

次の(1)から(5)までに該当する者で、過去1年間において刑事処分又は行政処分を受けたことがなく、かつ、功労が顕著で生活安全部長が表彰を行うことが適当と認められる者に対して生活安全部長賞を授与する。

- (1) 法令に規定しているとおり不正品の疑いのあるものについて警察官に申告し、犯人検挙に至らしめた者
- (2) 警察官からの犯人に関する通報依頼に基づいて通報を行い、かつ、犯人の引き留めを行うなど有効適切な措置を講じ犯人検挙に至らしめた者
- (3) 前(1)及び(2)の程度に至らない者であつても犯人検挙に協力し、そのために経済的に相当の損失を受けた者
- (4) 前(1)から(3)までに該当しない者で、不正品の排除により犯罪の防止に功労が顕著で表彰に値すると認められる者
- (5) 防犯協力体制の推進について、特に功労のあつた者又は犯罪の予防検挙について功労のあつた団体

### 3 上申

- (1) 前2の(1)から(4)までの協力を受けた本部関係課長及び警察署長(以下総称して「所属長」という。)は、速やかにその功労内容を調査し、\*別記様式第1号の「質屋及び古物商の防犯功労者に対する生活安全部長賞の上申について」により、生活安全部長(生活安全総務課経由。以下同じ。)に上申すること。
- (2) 前2の(5)の功労については、別に指定する期日及び様式により、当該団体等を所管する所属長が生活安全部長に上申すること。ただし、役員の死亡、退任、団体の記念時等に係る上申は、その都度行うものとする。
- (3) 警視総監の行なう表彰上申と重複してこの要綱による部長賞上申を行わないこと。

### 4 審査

- (1) 前記2の(1)から(4)までの上申については、生活安全総務課長が別表の「質屋及び古物商防犯功労審査表」により、1件ごとにその功労内容を審査し、次の基準に該当したときは、生活安全部長に報告の上、表彰の手続をとるものとする。

級位	評価点数	謝金
1級	100点以上	5,000円以内
2級	60点から99点	3,000円以内

- (2) 前記2の(5)の上申については、生活安全部長が別に定めるところにより審査するものとする。

### 5 表彰

- (1) 前記2の(1)から(4)までの1級及び2級の生活安全部長賞の贈呈は、功労者一人につき感謝状1枚と功労級位に相当する謝金を付し、表彰の上申を行った所属長(以下「上申所属長」という。)又は当該功労者の属する営業所を管轄する警察署長(以下「所轄署長」という。)を通じて行うものとする。ただし、謝金は、当該功労者に対する当該年度の初回の表彰に限り、記念品をもつて代えることができる。
- (2) 複数の所属長から上申があつた者の表彰は、生活安全総務課長の指定する所属長を通じて行うものとする。
- (3) 感謝状の様式は、警視庁警察表彰取扱要綱(昭和44年4月18日通達甲(警.人1.表)第10号)に規定するところによる。
- (4) 生活安全総務課長は、上申所属長及び所轄署長に対し、\*別記様式第2号の「生活安全部長表彰上申審査結果通知書」により審査結果を通知するとともに、表彰を行う所属長に、感謝状、謝金等を交付すること。
- (5) 生活安全部長賞を贈呈した所属長は、別記様式第3号の「受領書」に被表彰者から受領印を徴し、原本を生活安全総務課長(防犯営業第二係経由)に返送するとともに、写しを所属の控えとして保存すること。

### 6 功労者の把握

- (1) 所轄署長は、別記様式第4号の「防犯連絡カード」により、防犯協力等の記録を明らかにしておくものとする。防犯連絡カードは、所轄警察署長を通じ、これを各業者に配布するものとし、不正品の疑いあるものについて申告を受けた場合に、警察官が申告事実を具体的に記入し、業者に保存させること。
- (2) 申告を受けた警察官が、防犯連絡カードに記載するいとまがなかつた場合は、営業所の所轄警察署防犯係に通報して記載の依頼をするものとする。
- (3) 所轄署長は、質屋及び古物商が、次に掲げる事項に該当した場合は、許可台帳の備考欄にその内容を簡記しておくこと。

- ア 警視總監賞又はこの要綱による生活安全部長賞を受けたとき。  
 イ 防犯栄誉金章、防犯栄誉銀章及び防犯栄誉銅章を授章したとき。  
 (4) 所属長は、前(3)（この要綱の生活安全部長賞を受けたときを除く。）に該当するものがあつたときは、所轄署長に対してその内容を通報すること。

7 記録

- (1) 生活安全総務課長は、別記様式第5号の「質屋及び古物商表彰整理簿」を備え付け、処理結果を明確にしておくものとする。  
 (2) 生活安全総務課長から前記5の(4)の通知を受けた上申所属長は、当該上申書控えの余白に受賞の有無について朱書しておくこと。

別表

質屋、古物商防犯功労審査表

区分	程度	内容	点数
1 検挙又は捜査に協力	1	生命、身体の危険がある状況下で、積極的に犯人検挙に協力したもの	70
	2	尾行その他相当の苦心により犯人を発見し、警察に通報したもの	60
	3	不正品又は犯人に関する通報を行い、犯人を引き止めるなどの協力をしたもの	50
	4	不正品、品触該当品又は犯人に関する通報を行い、かつ、当該犯人を特定する資料を提供したもの	40
	5	取引客等から不正品又は犯人に関する情報を入手して通報し、又は不審者を発見して通報したもの	30
	6	不正品、品触該当品又は犯人に関する通報をしたもの	20
2 犯罪の形態	1	殺人、強盗殺人・強姦殺人、同致死	40
	2	強盗・強姦、同傷人・致傷、その他凶悪な犯罪	35
	3	侵入窃盗	30
	4	その他の財産犯（万引き、自転車盗等の軽易な犯罪を除く。）	25
	5	上記以外の犯罪	20
3 被害の程度	1	被害額 300 万円以上のもの又は被害者が死亡したもの	40
	2	被害額 100 万円以上のもの又は被害者がひん死の重傷を負つたもの	35

	3	被害額 50 万円以上のもの又は被害者が全治 3 か月以上の傷害を負つたもの	30
	4	被害額 10 万円以上のもの又は被害者が全治 1 か月以上の傷害を負つたもの	25
	5	被害額 5 万円以上のもの又は被害者が全治 2 週間以上の傷害を負つたもの	20
	6	被害額 1 万円以上のもの又は被害者が全治 1 週間以上の傷害を負つたもの	15
	7	被害額 1 万円未満若しくは被害者が全治 1 週間未満の傷害を負つたもの又はその他の被害のもの	10
4 協力のために質受け、 的損失	1	10 万円以上のもの	20
	2	5 万円以上のもの	15
	3	1 万円以上のもの	10
	4	5,000 円以上のもの	5
5 特別加点	その内容に応じて更に加点することができる。(指名手配、余罪多数、社会的反響等)		20 以内
備考	1 評価点数は、区分欄の 1 から 5 までの該当点数を合計して行う。 2 犯罪の形態、被害の程度は、審査時に判明している余罪等を含めて評価する。 3 特別加点は、例外的なものについてのみ適用する。		

